



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

平成30年労働安全衛生調査(実態調査)

個人票

厚生労働省

都道府県 番号	一連番号	個人番号
1	2	3

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

〔記入上の注意〕

- 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の解説等を参照してください。
- 特にことわりのない限り、**平成30年10月31日現在**における状況について記入してください。
- 設問に**複数回答可**と表示がない限り、該当する番号**1つに○印**をつけてください。
(複数回答可であるものは、回答欄が□のように網かけになっております。)
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 過去に他の事業所で勤務されたことのある方や複数の事業所に勤務されている方についても、今回調査票の配布を受けた事業所に関する状況についてのみ回答してください。
- ご記入いただいた調査票は専用封筒に入れて密封した上で、**事業所のご担当者様から指示された提出期限**までにご提出をお願いします。

I 性、年齢、就業形態、経験年数、職種に関する事項について

あなたの性、年齢、就業形態、今の業務に就いてからの経験年数、職種について該当する番号**1つ**に○をつけてください。

1 性

男	1
女	2
	4

2 年齢(満年齢)

20歳未満	1
20～29歳	2
30～39歳	3
40～49歳	4
50～59歳	5
60～64歳	6
65歳以上	7
	5

3 就業形態

正社員(注1)	1
契約社員(注2)	2
パートタイム労働者(注3)	3
臨時・日雇労働者(注4)	4
派遣労働者(注5)	5
	6

4 今の業務に就いてからの経験年数(注6)

1年未満	1
1年以上3年未満	2
3年以上5年未満	3
5年以上10年未満	4
10年以上	5
	7

5 職種(注7)

管理的職業従事者	0 1
専門的・技術的職業従事者	0 2
事務従事者	0 3
販売従事者	0 4
サービス職業従事者 (介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く)	0 5
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	0 6
生産工程従事者	0 7
輸送・機械運転従事者	0 8
建設・採掘従事者	0 9
運搬・清掃・包装等従事者	1 0
上記に該当しない職種	1 1
	8

(注1) 正社員

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される者も含めます。)をいいます。

(注2) 契約社員

フルタイム勤務で1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注3) パートタイム労働者

一般労働者(フルタイム勤務で基幹業務を行う労働者)より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注4) 臨時・日雇労働者

1か月未満の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注5) 派遣労働者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から派遣されている者をいいます。

(注6) 経験年数

勤続年数ではなく、業務の経験年数をいいます。

(注7) 職種

裏面に解説がありますので、記入に当たって参照してください。

1 頁解説
(続き)

(注7) 職種

あなたが現在行っている業務について、下表を参考にして、一番近いと思われる番号に○をつけてください。

職 種	具 体 的 内 容
管理的職業従事者	会社役員、会社管理職員（いわゆる管理職）で、課長（課長相当職を含む）以上の者
専門的・技術的職業従事者	研究者（研究員、研究職）、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他技術者（地質調査技術者等）、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師、保健師・助産師・看護師、医療技術者（医療放射線技師等）、その他保健医療従事者（栄養士等）、社会福祉専門職業従事者（福祉相談指導専門員、保育士等）、法務従事者（弁護士等）、経営・金融・保険専門職業従事者（公認会計士、税理士等）、教員、宗教家、著述家・記者・編集者、美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、音楽家・舞台芸術家、その他の専門的職業従事者（学芸員、カウンセラー等）
事務従事者	一般事務従事者（庶務、人事、企画、受付・案内、秘書、電話応接、総合等）、会計事務従事者（現金出納事務員等）、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員
販売従事者	商品販売従事者（小売店主・店長等）、販売類似職業従事者（不動産売買仲介人・売買人等）、営業職業従事者（勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者等）
サービス職業従事者 (介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く)	家庭生活支援サービス職業従事者（家政婦等）、生活衛生サービス職業従事者（理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング業等）、飲食物調理従事者（料理人等）、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他サービス職業従事者（旅行・観光案内人等）
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	介護職員、訪問介護従事者（ホームヘルパー）、看護助手、歯科助手等
生産工程従事者	生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似事業従事者（自動車塗装工、映写技師等）
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、その他の輸送従事者（車掌、甲板員等）、配置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設従事者（大工、左官等）、電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者（郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者等）、清掃従事者（ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職等）、包装従事者（打直綿包装工、食品包装工、レッテル（ラベル）貼り工等）、その他の運搬・清掃・包装等従事者（機械掃除工、病院等の雑務等）
上記に該当しない職種	上記に分類できないもの。保安職業従事者（警備員等）、農林漁業従事者（林業従事者、漁業従事者等）等が含まれます。

2 頁解説

問 1

(注8) 産業医

労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。事業所の労働者数が 50 人以上の場合には、事業者は産業医を選任することになっています。

(注9) 衛生管理者又は衛生推進者等

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等をいいます。

「衛生管理者」とは、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっています。

「安全衛生推進者」とは、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっています。

「衛生推進者」とは、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっています。

(2 頁裏へ続く)

II 勤務の状況に関する事項について

問1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項について

(1) あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人がいますか。また、**相談できる人がいる場合**、実際にその人に相談をしたことがありますか。それぞれ該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可。ただし、それぞれ10を回答の場合は不可。)
(**現在、悩み、ストレスがない場合は、あると仮定してお答えください。また、「相談できる人の有無」の「10 相談できる人はいない」を回答した場合は、「相談の有無」の回答は不要です。**)

			相談できる人の有無	相談の有無
相談できる(した)人	職場の事業場外資源を含めた相談先	職場内の相談先		
		上司・同僚	0 1	0 1
		産業医(注8)	0 2	0 2
		産業医以外の医師	0 3	0 3
		保健師又は看護師	0 4	0 4
		衛生管理者又は衛生推進者等(注9)	0 5	0 5
	事業場が契約した外部機関のカウンセラー、「こころの耳電話相談(注10)」等の相談窓口	0 6	0 6	
	家族・友人	0 7	0 7	
	地域のかかりつけ医・主治医	0 8	0 8	
	その他	0 9	0 9	
相談できる人はいない			1 0	
実際に相談したことはない			9	1 0

あなたが現在の自分の仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスについて相談したことにより、その不安、悩み、ストレスは解消されましたか。
(最も重要な相談について回答してください。)

解消された	1
解消されなかったが、気が楽になった	2
解消もされず、気が楽にもならなかった	3

11

(2) あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関する事で強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がありますか。

ある	1
ない	2

12

それはどんなことですか。**主なもの3つ以内**で該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

仕事の量・質	1	事故や災害の体験	6
対人関係(セクハラ(注11)・パワハラ(注12)を含む。)	2	雇用の安定性	7
役割・地位の変化等(昇進・昇格、配置転換等)	3	会社の将来性	8
仕事の失敗、責任の発生等	4	その他	9
顧客、取引先等からのクレーム	5		

13

問2 長時間労働に関する事項について

あなたは、**過去1年間(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)**において1か月間の時間外・休日労働が100時間を超えた月がありましたか。また、1か月間の時間外・休日労働が100時間を超えた月以降に医師による面接指導を受けましたか。該当する番号**12**に○をつけてください。

過去1年間において1か月間の時間外・休日労働が100時間を超えた月があった	該当したすべての月の分について医師による面接指導を受けた	1
	該当した月の分のうち一部について医師による面接指導を受けた	2
	該当したすべての月の分について医師による面接指導を受けなかった	3
過去1年間において1か月間の時間外・休日労働が100時間を超えた月はなかった		4
過去1年間において1か月間の時間外・休日労働が100時間を超えた月があったかわからない		5

14

該当した月の分のうち医師による面接指導を受けなかった月について、医師による面接指導を受けることを希望する申出を行っていましたか。該当する番号**すべて**に○をつけてください(両方該当する場合は、両方選択可)。(複数回答可)

申し出た	1
申し出なかった	2

15

医師による面接指導を受けられなかった主な理由について、該当する番号**12**に○をつけてください。

医師が面接指導を受ける必要がないと判断したため	1
事業主側の都合のため	2
その他	3

16

医師による面接指導を受けることを希望する申出を行わなかったのはなぜですか。**主なもの3つ以内**で該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

疲労を感じていなかったため	1
必要性を感じなかったため	2
不利益な取扱いを懸念したため	3
受けられることを知らなかったため	4
時間がなかったため	5
その他	6

17

2頁解説 (続き)

(注10) こころの耳電話相談

厚生労働省の委託事業により設置している、労働者やその家族、企業の人事労務担当者の方々からのメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害の防止対策などについての困りごと、悩みなどを相談できる窓口をいいます。

こころの耳電話相談（電話：0120-565-455）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳（<https://kokoro.mhlw.go.jp/>）」

(注11) セクハラ

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいいます。

(注12) パワハラ

職場のパワーハラスメントのことで、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいいます。

3頁解説

問4

(注13) 一般健康診断

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う健康診断をいいます。

一般健康診断の代わりに人間ドックを実施している場合であっても、法定の検査項目について、毎年定期的に行っているものを含みます。法定の検査項目は次のものとなっています。（労働安全衛生規則第44条）

- (1) 既往歴及び業務歴の調査、(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査、(3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、
- (4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査、(5) 血圧の測定、(6) 貧血検査、(7) 肝機能検査、(8) 血中脂質検査、(9) 血糖検査、
- (10) 尿検査、(11) 心電図検査

問5

(注14) 有害業務

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務で、この調査では「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「放射線業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「粉じん作業」をいいます。

(注15) 常時従事

「継続してその有害業務に従事する」場合や「一定の期間ごとに反復してその有害業務に従事する」場合などをいいます。

(注16) 特殊健康診断

有害業務に常時従事する労働者又は常時従事していたことのある労働者で現に使用されているものに対して、雇入れ時、有害業務への配置替え時又は定期的に行う健康診断をいいます。

(注17) 鉛業務

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。

(注18) 有機溶剤業務

屋内作業場等で、有機溶剤（アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質）を製造し又は取り扱う業務をいいます。

(3頁裏へ続く)

問3 喫煙に関する事項について

通常業務に従事している場所のほか、休憩室や事務室など職場で利用している施設を含めた状況についてお答えください。

(1) あなたは職場で日常的にたばこを吸いますか。

吸う	1
吸わない	2

18

(2) あなたは職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙※)がありますか。

(※職場内の定められた喫煙区域内において、自分が喫煙している時に他の人のたばこの煙を吸引することを除く。)

ほとんど毎日ある	1
ときどきある	2
ない	3

19

(3) あなたは職場での受動喫煙に関して不快に感じるこ、体調が悪くなることがありますか。

よくある	1
たまにある	2
ない	3

20

問4 一般健康診断に関する事項について

あなたは過去1年間(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)において会社が実施する一般健康診断(注13)を受診しましたか。また、受診した場合、検査結果の通知がありましたか。該当する番号1つに○をつけてください。

(派遣労働者の方は、派遣元事業所での受診状況について回答してください。)

一般健康診断を受けた	検査結果の通知を受けた	「所見あり」と通知された	1
		「所見なし」と通知された	2
	検査結果の通知を受けていない		3
一般健康診断を受けていない			4

21

問5 有害業務(注14)への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項について

(1) あなたは、次に掲げる有害業務に過去1年間(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)において常時従事(注15)していましたか。従事していた場合は、従事業務の該当する番号すべてに○をつけてください。また、従事していた場合は、この期間にその業務に関する特殊健康診断(注16)を受診したかどうかお答えください。

右記の有害業務に従事していた	1	→	鉛業務(注17)	1	→	特殊健康診断を	受けた	1
右記の有害業務に従事していなかった	2					受けていない	2	
								24
			有機溶剤業務(注18)	2	→	特殊健康診断を	受けた	1
						受けていない	2	25
			放射線業務(注19)	3	→	特殊健康診断を	受けた	1
						受けていない	2	26

23

(2) あなたは現在の職場で、現在あるいは過去において、次に掲げる有害作業に常時従事していましたか。

従事していた場合は、該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、6を回答の場合は不可。)

また、従事していた場合は、その業務に関する特殊健康診断をそれぞれの期間に受診したかどうかお答えください。

特定化学物質(注20)を製造し又は取り扱う業務	1	→	過去1年間(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)	特殊健康診断を	受けた	1	
				受けていない	2	28	
石綿等を取り扱う業務(注21)	2	→	過去1年間(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)	特殊健康診断を	受けた	1	
				受けていない	2	29	
粉じん作業	3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者	3	→	過去3年間(平成27年11月1日から平成30年10月31日まで)	特殊健康診断を	受けた	1
	1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者	4	→	過去1年間(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)	特殊健康診断を	受けた	1
				受けていない	2	30	
(注22)	就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者(過去1年間)	5	→	過去1年間(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)	特殊健康診断を	受けた	1
					受けていない	2	31
従事していない	6					32	

27

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。
(封筒に入れ、しっかり封をして、事業所のご担当者様にお渡しください。)

(注 19) **放射線業務**

次の業務をいいます（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。

- ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ② サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。後記⑤において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ③ エックス線管若しくはケノトロン（注）のガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの装置の検査の業務
- ④ 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- ⑤ 上記④に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは前記②に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務
- ⑥ 原子炉の運転の業務
- ⑦ 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。）の掘採の業務

(注 20) **特定化学物質**

ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質）をいいます。

(注 21) **石綿等を取り扱う業務**

石綿等（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）を取り扱う業務をいいます。

(注 22) **粉じん作業**

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）をいいます。

【粉じん作業従事労働者のじん肺健康診断】

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

※ 例えば、常時粉じん作業に従事していて、じん肺管理区分が2の場合には、1年に1回のじん肺定期健康診断に該当するため、「1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者」の「4」に○をつけ、健康診断を受診した場合には、「特殊健康診断を受けた」の「1」に○をつけてください。